

令和7年度 磐田市公共下水道汚水処理施設統廃合検討業務委託
特記仕様書

本仕様書は、磐田市（以下「甲」という。）が委託する公共下水道汚水処理施設統廃合検討業務（以下「本業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

1. 業務の目的

本委託業務は、磐田市下水道事業の安定かつ継続的な経営を目指し、本市の汚水処理施設である磐南浄化センターと豊岡クリーンセンターが有する特性等を踏まえる中で、経済性や社会情勢の変化を勘案し、中長期的な視点から磐南処理区と豊岡処理区の接続による両施設の統廃合について検討することを目的とする。

なお業務は、必要に応じて「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）国土交通省・農林水産省・環境省」（以下「構想策定マニュアル」という。）を参考にして行うこととする。

2. 業務の範囲

業務の対象とする範囲は、次の施設とする。

(1)対象事業

①磐田市公共下水道事業（磐南処理区）

- ・事業計画面積 約3,638ha
- ・事業計画区域内人口 139,810人

②磐田市特定環境保全公共下水道事業（豊岡処理区）

- ・事業計画面積 約299ha
- ・事業計画区域内人口 8,130人

(2)対象施設

①磐田市磐南浄化センター

- ・場所 磐田市小中瀬956番地1
- ・下水排除方式 分流式
- ・現有処理能力 66,000 m³/日
- ・供用開始 平成2年度
- ・処理方式 【汚水】 標準活性汚泥法
【汚泥】 濃縮 → 脱水 → 焼却 → 搬出
- ・運転管理方式 日本下水道事業団による包括的委託

②豊岡クリーンセンター

- ・場所 磐田市掛下1556番地
- ・下水排除方式 分流式
- ・現有処理能力 3,300 m³/日
- ・供用開始 平成12年度
- ・処理方式 【汚水】 オキシレーションディッチ法 (OD法)
【汚泥】 濃縮 → 脱水 → 搬出
- ・運転管理方式 外部委託 (包括的民間委託は未実施)

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

4. 業務の内容

(1) 状況の把握と整理

乙は、主に以下に示す資料を収集し、磐南浄化センターと豊岡クリーンセンターの統廃合を検討するために必要となる本市下水道事業の事業概要、経営方針と現状、下水需要や災害対策、施設の整備と維持管理、関連計画、その他の社会条件など下水道事業を取り巻く環境等の情報について整理・分析する。

- ① 磐田市総合計画 (後期計画) (令和4年策定)
- ② 磐田市都市計画マスタープラン (平成30年変更)
- ③ 磐田市地域防災計画 (令和7年変更)
- ④ 磐田市下水道ストックマネジメント計画 (令和6年策定)
- ⑤ 磐田市下水道事業経営戦略 (令和6年改訂)
- ⑥ 磐田市公共下水道全体計画 (平成26年策定)
- ⑦ 磐田市公共下水道事業計画 (令和7年変更)
- ⑧ 磐田市上下水道耐震化計画 (令和7年策定)
- ⑨ 磐田市公共下水道総合地震対策計画 (令和5年策定)
- ⑩ 磐田市生活排水処理長期計画 (平成26年策定)
- ⑪ 磐田市汚水処理施設整備構想 (平成30年策定)
- ⑫ 天竜川左岸流域別下水道総合計画 (令和6年変更)
- ⑬ その他業務遂行上必要となる計画等

(2) 処理区の接続に関する検討

検討業務は、可能な限り施設の実情に応じて算出した数値を用いて実施するとともに、追加的行政コストにも配慮することとする。

① 接続手法の選定

処理区を接続する手法を検討し、その経費、施工性、実効性、維持管理、その他阻害要素等を整理する。また、その手法の実行に伴って必要となる計画の変更、事務手続

き、補助金の返還等についても整理する。

② 統廃合がもたらす経済的な効果に関する評価

それぞれ単独の処理区による運営と乙の検討した接続手法の中から甲が指定する接続手法により一体とした処理区の運営をイニシャルコストとランニングコストなど全経費を勘案して経済性について構想策定マニュアルに準拠して比較評価する。

なお経済性の比較については、検討期間に必要となる機器の更新費、維持管理費、処分費等も勘案することとする。

③ 経済性以外の検討

処理区の接続は、水質保全効果、地域特性、住民意向等を考慮することも必要であることから、経済性以外の配慮すべき要素について検討する。

5. 適用

業務は、本仕様書に従って履行されなければならない。なお本仕様書によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議をする。

6. 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

7. 中立性の保持

乙は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

8. 秘密の保持等

乙は、業務上知り得た一切のことについて、第三者に漏らしてはならない。また、情報資産の安全性を確保しなければならない。

9. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

10. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当って契約約款に定めるものの外、次の書類を提出することとする。また、提出書類の数量及び形態等は、電子データを含み必要に応じて甲が指定するものとする。

- ① 着手届
- ② 業務計画書
- ③ 業務工程表
- ④ 管理技術者・照査技術者選任通知書

- ⑤ 実務経験経歴
- ⑥ 業務完了届
- ⑦ 納品書
- ⑧ 報告書
- ⑨ その他、甲が必要と認めるもの

なお乙が業務の内容を変更しようとする場合は、理由を明確にした上で甲の承諾を受けなければならない。

11. 監督員

甲は、業務の適切かつ円滑な履行を目的に監督員を置き、その氏名を受注者に「監督員通知書（様式第8号）」により契約後速やかに乙へ通知する。なお、監督員を変更した場合も同様とする。

12. 技術者の配置

- (1) 乙は、管理技術者及び技術者をもって秩序正しく誠意をもって業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、上下水道部門（下水道）の技術士の資格保有者を配置し、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3) 乙は、業務の進捗を図るため契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

13. 工程管理及び打合せ

- (1) 管理技術者と監督員は、業務を適正かつ円滑に実施するため常に密接に連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を明らかにするものとし、その内容を管理技術者が文章に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務の着手、監督員の示す業務の区切り、業務の最終において管理技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について管理技術者が打合わせ記録簿に記録して相互に確認しなければならない。
- (3) 乙は、工程に変更が生じた場合に甲の了承を得た後に速やかに変更工程表を提出しなければならない。
- (4) 管理技術者は、監督員の要請に応じて会議等を開催しなければならない。

14. 成果品の確認審査

- (1) 乙は、成果物の納品に際し、あらかじめ照査技術者による照査と監督員の確認を受けなければならない。このとき監督職員から指示された訂正等は、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 乙は、管理技術者が監督員による成果物の確認を完了した後、速やかに業務完了を甲に通知しなければならない。

- (3) 業務は、成果物一式を納品の後に行う完了検査の合格をもって完了とする。
- (4) 業務完了後であっても明らかに乙の責に伴う業務の瑕疵を甲が確認した場合は、乙の責任を持って直ちに該当箇所の修正を行わなければならない。

15. 資料の貸与及び返却

- (1) 甲は、乙の申請に応じて業務の実施に必要な資料を貸与するものとする。
- (2) 乙は、貸与された関係資料等が必要でなくなった場合は、直ちに甲へ返却するものとする。
- (3) 乙は、貸与された関係資料等の重要性を認識し、破損、亡失等事故のないように取り扱いには十分留意する。万一、破損、亡失等させた場合は、乙の責任と費用負担において弁償するものとする。
- (4) 乙は、甲が守秘義務を求める資料について複写してはならない。

16. 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した部分は、成果品に当該文献や資料名を明記する。

17. 関係官公庁等との協議

乙は、関係官公庁等の協議を必要とするとき又は協議を受けるときは、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅延なく監督員へ報告しなければならない。

18. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲乙の協議を経てこれを定める。

19. 準拠すべき法令及び図書

本業務は、下記にあげる法令及び図書に準拠して行うものとする。これら以外に準拠する場合は、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

(1) 法令

- ① 下水道法（施行令、施行規則）
- ② 地方公営企業法（施行令、施行規則）
- ③ その他関係する法令及び磐田市例規

(2) 図書

- ① 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル
(平成 26 年 1 月) 国土交通省・農林水産省・環境省

19. 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 磐田市公共下水道汚水処理施設統廃合検討業務委託報告書 A4 判製本 各 3 部

- (2) 磐田市公共下水道汚水処理施設の統廃合に係る結果報告書 A4判製本 各3部
(様式;令和6年4月1日付け国水下水事第51号下水道事業課長通知参照)
- (3) その他関係図書 各1式
- (4) 打合せ議事録 各1部
- (5) 電子データ 各1部

20. 連絡先

磐田市環境水道部 上下水道工事課 施設グループ 大野
所在地 〒437-1292 静岡県磐田市福田 400 番地

電話 0538-58-3281 (直通)

FAX 0538-58-3271

メール jogesui-koji@city.iwata.lg.jp